

★相続財産が分割されていない場合の相続税申告と納税

相続税の申告と納税は、被相続人の遺言や相続人間で行った遺産分割協議の内容に基づいて申告を行い、算出された相続税額を納付します。ここで相続税の申告と納付の期限は被相続人の相続開始を知った日の翌日から10か月となっていますが、相続人間が不仲な場合や相続財産を確定できない場合等、相続税の申告期限までに遺産分割協議が調わないことがあります。

今回は相続税の申告期限までに遺産分割協議が調わなかった場合の、相続税申告と納税に与える影響についてご案内します。（塚越康仁）

◎相続財産が分割されていない場合の具体的な申告と納税の方法

	遺産が分割済の場合	遺産が未分割の場合
申告・納付期限	原則として、被相続人の相続開始を知った日（通常は被相続人の死亡の日）の翌日から10か月以内（※未分割の場合でも申告期限の延長はない）。	
各相続人の納税額	遺言や遺産分割協議書に基づいて取得した遺産の割合に応じて、各相続人が負担すべき税額を算出する。	法定相続分に従って遺産を取得したものととして、各相続人が負担すべき税額を算出する。
納税資金	早めに遺産分割協議が済んでいれば、相続財産を納税資金に充てることができる。	相続財産を納税資金に充てることができなことが多く、いったん相続人固有の資金で納付が必要（※遺産分割前の相続預金の払戻し制度を利用しても、1つの金融機関あたり150万円までの払戻し制限あり）。
特例の適用 （小規模宅地等の特例・配偶者の税額軽減等）	特例の適用を受けることができる。	当初申告では 適用不可 （※下記「申告期限後に遺産分割協議が調った場合」参照）。

◎未分割のまま申告し、申告期限後に遺産分割協議が調った場合

特例の適用 （小規模宅地等の特例・配偶者の税額軽減等）	当初申告の際に「申告期限後3年以内の分割見込書」を提出し、その後申告期限から3年以内に分割された場合には、特例の適用を受けることができる。 なお申告期限から3年を過ぎても、裁判や和解・調停の申し立てがある等のやむを得ない事由があり相続財産を分割できない場合には、税務署の承認のもと、申告期限後3年経過後でも特例の適用が可能。
更正の請求 / 修正申告	<相続税の総額が減少する場合> 納付税額の減少した相続人は、遺産分割のあったことを知った日から4か月以内に限り更正の請求をすることができる。また、税額が減少した相続人が更正の請求をする場合、税額が増加した他の相続人は修正申告が必要となる（この場合、増加分の税額については、修正申告書の提出日までの延滞税や過少申告加算税は発生しない取扱い）。 <相続税の総額が変わらない場合> 特に申告手続は不要。ただし、上記<相続税の総額が減少する場合>と同様に、更正の請求や修正申告を行うことができる。

◎まとめ

相続財産の分割が未了のまま相続税申告をして相続税を納付し過ぎたとしても、当初申告の際に「申告期限後3年以内の分割見込書」を提出していれば、後日更正の請求により払いすぎた部分の税額は還付されることとなります。ただし、当初申告の際は小規模宅地等の特例や配偶者の税額軽減等の特例を適用できないため、一時的に大きな税負担が生じるケースもあります。余分な相続税負担を避けるためにも、相続税の申告期限までに遺産分割協議を済ませておきたいものです。